

# 太田牛一自筆『太田和泉守記』について

——蓬左文庫所蔵本の成立過程の一端——

磯部佳宗

はじめに

尾張徳川家の文庫の後身である名古屋市蓬左文庫には、太

田和泉守牛一（一五二七—一六一三？）の自筆本『太田和泉守記』が所蔵されている。牛一は『信長記』（『信長公記』）などを著した軍記作者として知られる尾張国春日井郡安食村（名古屋市北区）出身の武士である。

本書は、内容上、前半部と後半部とに大別される。前半は、慶長五年（一六〇〇）の争乱<sup>1</sup>についてである。会津の大名上杉景勝討伐のため、内大臣徳川家康が六月十六日に大坂を出発することから書き起こし、九月十五日の美濃関ヶ原の決戦

を経て、十月一日に反家康方の武將、石田三成・小西行長・安国寺惠瓊が六条河原で斬首されるにいたるまでを記し、最後に家康の威光を称える。後半部は、その後、同十二年までの出来事についてである。

ところで、慶長五年の争乱に関する自著について、牛一は『内府公軍記』（大和文華館所蔵の牛一自筆本外題）、『関ヶ原御合戦双紙』（四月二十七日付で美濃松倉城（かつて尾張）に住した武士坪内喜太郎利定（一五三九—一六一〇）に宛てた牛一自筆書状<sup>2</sup>）と呼んでいたことが知られているため、先学諸氏のなかには、ひとまず、『内府公軍記』もしくは『関ヶ原御合戦双紙』の一本として、本書を「蓬左文庫本」と呼ぶ人もいた。しかし、本書には前記争乱以後の記事が続

いている。したがって、本稿では、主に家康に関する牛一著作のうち的一本という広い意味で、諸先学に倣い、以下、蓬左文庫本と呼ぶことにしたい。

さて、蓬左文庫本は慶長十二年写とされることが多い。<sup>3)</sup> 奥書と譲渡に関する「丁未九月十一日」の日付、「志水小八郎殿まいら」の宛名、全体にわたって牛一晩年の特徴である震えが認められる筆蹟、慶長十二年までの記事を有することが理由とされているようである。

ところが、慶長十二年書写説に再考を促す以下の事柄が、金子拓氏によって指摘された。氏によれば、牛一は本書をいったん書いたあと、反家康方総帥であった毛利輝元（安芸広島城主）の大坂城西の丸入城記事（七月十五日条）の途中、丁があらたまるるところから十四丁分を新たに執筆し、もとの紙と差し替えたというのである（『記憶の歴史学 史料に見る戦国』講談社選書メチエ、二〇一一年十二月）。現状の本文墨付（料紙と同数）全八十七丁のうち、六丁から十九丁までである。蓬左文庫本では、輝元の大坂城入城記事は重複しており、金子氏が述べるのは一つ目のもの。氏は、家康が征夷（大）將軍に任じられたというくだり（慶長五年九月二十七

日条<sup>4)</sup>）があることから、家康が実際に補任された慶長八年以降に執筆されたとする大和文華館所蔵『内府公軍記』（以下、大和文華館本と呼ぶ）と前述十四丁分とを比較し、大和文華館本に見られない記事が主として三つあると述べる。<sup>5)</sup> そして、「これらは、大和文華館本の執筆後なのはもちろんのこと、蓬左文庫本がいったん書かれたあとの時点で牛一が入手した情報にもとづく増補である」（傍線筆者）と推測する。氏は、前述十四丁分にはあつて大和文華館本には見えない記事として、「明智玉子（細川ガラシャ）の自害記事」を挙げる。これが増補された時期について、「慶長八年から十二年のあいだ」としており、さきの引用文の傍線部と併せて考えれば、蓬左文庫本の執筆時期の解釈について、氏は四年ほどの幅を取っていることになる。かつて氏は、「慶長十二年（一六〇七）に書かれた蓬左文庫所蔵の自筆本『太田和泉守記』（関ヶ原御合戦双紙）にもこれとまったく同文の奥書がしたためられているので、……」（『織田信長という歴史』『信長記』の彼方へ）『勉誠出版、二〇〇九年十一月』）と述べているが、考えを改めたのであろうか。書写年代を特定しないのは、『慶長中写』とした織茂三郎氏（『蓬左文庫主要図書解説（文

化財叢書第十三号) 織茂編、名古屋市文化財調査保存委員会監修・発行、一九五七年十月)と「慶長年間」(成立時期)とする。『国書総目録』(第一巻、岩波書店、一九六三年十一月。補訂版一九八九年九月)との前例がある。

金子・織茂の各氏は、蓬左文庫本の装訂が「袋綴」であることを指摘している。この綴じ方であれば、料紙を追加することによって、書き継いでいくことが可能である。蓬左文庫本の現在の本文が慶長十二年に成ったことは自明だが、全文がこの年になってから清書されたかについては検討の余地がある。また、いったん書かれたあとに、増補のため、わざわざ料紙を差し替えたという金子氏指摘の「事実」は、蓬左文庫本の執筆動機について考える上で鍵になると思われる。

本稿では、以上の点を念頭に置いて、蓬左文庫本の成立過程について考察したい。

牛一の著書から引用する際、適宜、句読点等を付けた。また、論述の都合上、傍線、記号等を付加する場合もある。

## 一 蓬左文庫本の差し替えられたとされる十四丁前後の丁との行数の相異

金子拓氏は、蓬左文庫本の本文が差し替えられたとする根拠を、筆致の大きな変化と差し替えた部分直後の丁の既に見られていた冒頭五行分が擦り消されていることとする。差し替えられた料紙の最後の丁は確定してよいだろうが、最初の丁については客観性のある証拠が得られないだろうか。氏は十四丁分の筆致について、「勢いがなく、ふるえが目立つ」とするが、筆蹟の印象というものは人によって異なる場合がある。

そこで、次の事実を明らかにしたい。蓬左文庫本の半葉行数について織茂三郎氏は「無界九行」とした。しかし、金子氏が差し替えられたとする十四丁分は、その前後の丁と異なって八行書きである(七丁表のみ、八行分書くことができ、文中途であるが、七行目まで書いて裏に移る)。この半葉行数の相異という新たな指摘によって、金子氏の十四丁分とする結論は裏付けられると思われる。すると、蓬左文庫本の半

葉行数はもともと原則九行で一定していたと推測できる。

「原則」とするのは、以下に述べる記事中、九行ではない場合があるからである。徳川秀忠が十万人余りを率いて上洛し、伏見城に入ったとする慶長十年三月二十一日条の記事に続く「御伴衆次第」、同年四月二十九日条の秀忠の將軍任官記事に続く「行列之次第」、慶長十一年の江戸城普請担当大名の一覧「江戸御普請（衆）」（この記事は二箇所に見える）である。

十四丁分の特徴はこのほか、日付に「五庚子」（右肩。一箇所）、「五かのへ子」（右肩。二箇所）、「慶長五かのへ子」（日付と同じ大きさ。二箇所）、「かのへ子」（右肩。一箇所）という年号や干支が書かれていることである。慶長五年六月十六日条から十月一日条までに上記の例が認められるのは十四丁分に限られる。これも傍証となるうか。

以下、六〇十九丁の十四丁分を料紙Aと呼ぶ。ちなみに金子氏の指摘通り、この部分には誤綴（乱丁）があり、九丁と十丁とが逆に綴じられている。

料紙Aの最後の丁に続く二十丁表では、前述したように、既に書かれていた五行分を擦り消している。続く空行一行分との計六行分が空いているのだが、この処置に踏み切れた理

由は次のように考えられよう。料紙Aの内容は、家康が東下したあとの反家康方の動向や、諸国の戦況などについてであり、旧豊後国主大友義統（吉統）の拳兵と挫折という九州での出来事が最後の記事である。十九丁裏八行目できつちり収まっている。その次は「是者関東表の事」と題して、徳川方について記される。内容が一変するため、差し支えないと考えたのではなからうか。

ところで、半葉八行の部分他に二箇所、まとまって認められる。

i、四十丁表〜四十一丁表　記事は三十九丁裏の最後に行から始まる。内容は、九月十五日の関ヶ原決戦で戦闘に加わることなく敗走した安国寺恵瓊（伊予に知行）の捕縛について。ただし、これに続く九月二十三日条の一行目のみ、四十一丁表に見える。ちなみに、四十一丁裏には九月二十三日条の続き（人名列挙）、二十四日条、二十五日条の途中までが記される。二十四日・二十五日の各条の文章は行間が近い。

ii、八十四〜八十五丁　慶長十二年閏四月八日に結城秀康（家康次男、越前北庄城主）が薨じたこと、平岩親吉が尾

張国「物主」として清須城に入り、政務を行なったことについて記されている。<sup>6)</sup>以下、料紙Cと呼ぶ。

料紙Bと料紙Cとは、料紙Aとの共通性の有無という相異が見られる。料紙Bは料紙Cと異なって、最初の丁の一行目が記事の途中から記されること、最後の丁のあとにも記事があることが料紙Aと共通する。以上の事実から浮かび上がる次の課題、すなわち、料紙Bは料紙Aと同じく差し替えられたものなのか、料紙Cは、蓬左文庫本執筆当初、書かれる予定ではなかったのか、について検討していきたい。

## 二 本稿で用いる伝本五本

本稿で取り上げる牛一の家康関係の著書も、「信長記」などの他の著作同様、幾度か改稿したため、伝本系統が複数存在する。蓬左文庫本の成立については、前例があるように、本文の異同という観点からも考えることができる。そこで前記した料紙B・Cの課題について検討する前に、蓬左文庫本を含め、本稿で使用する伝本五本について説明しておきたい。呼称は先学諸氏によるものを踏襲する。以下、先学によつて

推定されている本文内容の成立順に述べる。

「枋山家本」 大澤泉氏が全文翻刻紹介した一本（「枋山齊氏所蔵「内府公軍記」」大阪城天守閣紀要」三七、二〇〇九年三月）。氏は、奥書や牛一自筆本の筆致との近似性から牛一自筆本を正確に模写した本と推定する。装订・紙数等の書誌事項は不明。書写奥書によれば、天保十五年（一八四四）暮秋、金子理激によつて写された。慶長五年の争乱に関する「内府公軍記」に続き、「大岡秀吉公軍記ノ内」として天正十三年（一五八五）三月の羽柴秀吉による紀伊根来寺攻略<sup>7)</sup>、次に「織田弾正忠信長公記録之内」として同八年の本願寺教如の大坂退去について記されているのが特徴。本奥書には牛一の署名と花押影（形状不明）、「磯長山 東福院ノ御坊中」（大阪府叡福寺塔頭ノは改行を示す）の宛所が見える。本稿では、大澤氏による翻刻に拠った。「枋山家本」の呼称は大澤氏によるものだが、金子拓氏は「枋山本」と呼ぶ<sup>8)</sup>。

「続学舎叢書本」 尾張藩陪臣で考証随筆作家として知られる小寺玉晁（一八〇〇〜七八）が書写収集した史料叢書『続学舎叢書』の巻二十六（二十二冊）に所収<sup>8)</sup>。「内府公軍記」と題する。名古屋市蓬左文庫所蔵。書写奥書によれば、「連

城亭」こと玉晃が大田一馬所蔵本を「甲寅年霜月（安政元年（一八五四）十一月力）」に借りて写したもの。金子拓氏の指摘通り、大田は尾張藩士である（『織田信長という歴史』「信長記」の彼方へ<sup>9</sup>）。本稿では、蓬左文庫所蔵CD ROMからプリントアウトした複写版を用いる。

〔大和文華館本〕 伊藤敏子氏が牛一自筆本として全文翻刻紹介した一本（『太田和泉守自筆本「内府公軍記」』大和文化研究<sup>10</sup> 一三七、一九六八年七月）。大和文華館（鈴鹿文庫）所蔵。京都吉田神社社司で国学者である鈴鹿連胤（号、尚袞舎。一七九五～一八七〇）の蔵書印「尚袞舎蔵」印がオモテ表紙の見返しに捺されている。「内府公軍記」の自筆外題、奥書がある。本稿では、国文学研究資料館に作成依頼した紙焼き複製を使用。

以上の三本の内容は、慶長五年の争乱についてである。

〔蓬左文庫本〕 牛一自筆、名古屋市蓬左文庫所蔵。後補題簽には「大田和泉守記」とあるが、登録書名では「太田」と表記する。<sup>11</sup>

巻頭に尾張徳川家初代義直（家康九男。一六〇〇～五〇）の蔵書印「御本」印が捺されている。慶長十二年九月十一日

付で志水忠宗（一五七四～一六二六）に与えられた。本書中、家康の会津出陣に随従した武将の一覧「上方より御伴之人々」に見える「清水小八郎」（三丁裏五行目の三段目）は忠宗を指すとされている（伊藤敏子前掲論文。大和文華館本でも清水の名を記載する）。このことが本書を忠宗が入手した理由と考えられている（石田善人「信長記十五巻解題」福武書店、一九七五年。『織田信長という歴史』「信長記」の彼方へ<sup>10</sup>）。忠宗は家康側室で義直生母である亀（相応院）の兄。家康の家臣で、山城国代官を勤めたが、慶長十七年、義直に従属することになった（『士林泝洄』巻七十二）<sup>12</sup>。

本書は重要図書として扱われており、通常、紙焼き本、CD ROM版、それをプリントアウトしたものなどで閲覧することになる。したがって、必要になったときに限り、原本を調査することにする。

〔河村文庫本〕 名古屋市鶴舞中央図書館（河村文庫）所蔵。尾張藩士河村家旧蔵。「太田和泉守覚書」と題する。

書写奥書によれば、延宝九年（一六八一）初春に大澤繁久が牛一自筆本を写したもの。大澤は尾張藩士である。本文最後と本奥書との間に、慶長十二年心鐘（十月）十一日付、加藤

与三右衛門尉（肥後熊本城主加藤清正の家臣で佐敷城代の加藤与左衛門重次（？）一六一三）カ）宛の牛一書状が写されている。「太田和泉守」の署名に花押影と思われるものが見えるが、形状については疑問。金子拓氏は、この書状写しを根拠として、河村文庫本の親本とされる牛一自筆本は加藤の求めによって贈呈されたとする（『記憶の歴史学 史料に見る戦国』）。本稿では原本に拠った。

以上の二本は慶長十二年までの出来事を記す。牛一による奥書は、八十代になってから記されるようになる、家康のほか、「内大臣信長公」・「大閤秀吉公」・「右大臣秀頼公」・「関白秀次公」の「五代之軍記」の成立を述べるもの。蓬左文庫本では「將軍家康公」とあるが、河村文庫本では「大御所家康公」となっている。

### 三 五本の内容成立順について

大和文華館本と蓬左文庫本との前後関係は、伊藤敏子氏が指摘する筆蹟の状態から明らかである。大澤泉氏はこれらに枋山家本を加え、人名表記・語彙・日付の三点の異同に着目

して、枋山家本（原本） 大和文華館本 蓬左文庫本という成立順を推定した。具体例は一部だが首肯できる。続学舎叢書本については、大澤氏が、枋山家本原本もしくはその系統に属する本を底本として写したと推定しているが、根拠については、記述内容が相似していると述べるにとどまる。河村文庫本については、金子拓氏が蓬左文庫本にもある明智玉子自害記事と比較して、玉子の子ども二人が道連れになったという河村文庫本のみに見える挿話に着目し、その増補時期を（慶長）十二年九月から十月にかけての「ごく短い期間」としている。蓬左文庫本より遅れるということになる。

本稿では、枋山家本・大和文華館本・蓬左文庫本の各内容の成立について前後関係がわかれば、検討にあたって問題はないと思われる。蓬左文庫本と河村文庫本の親本とは、共に慶長十二年成立で、譲渡された時期が近いと考えられることから、前後関係については慎重に検討すべきだろう。後日に譲りたい。ここでは、本稿と関係がありそうな両書の内容の相異点について、実例を挙げるにとどめる。

枋山家本と続学舎叢書本との内容の前後関係については、これを考える上で注目される相異のうち、次の二箇所を指摘

しておきたい。

イ、家康が上方から関東へ下向した際、随従した武将の

一覽

朽山家本では、「有楽公」から「佐々淡路」まで、一行当たり三人の名が十一行にわたって挙げられている。続学舎叢書本では、朽山家本の一行目と二行目との間に十行分増え、同じく最終行のあとに十行分増加した形になっている。ちなみに、「有楽公」とは信長の弟、有楽斎こと織田長益だが、続学舎叢書本では敬称が見られない。

口、反家康方が占拠していた大坂城受け取りのために、

家康が派遣した武将の人数

〔朽山家本〕

九月廿三日 福嶋侍従・池田侍従・浅野侍従、三奉行として、大坂之御城請取候也。

〔続学舎叢書本〕

九月廿三日 / 羽柴左衛門大輔・羽柴三左衛門・羽柴左京大夫・黒田甲斐守・有馬玄蕃頭・藤堂佐渡守、是等として大坂之城御請取候也。

二本を比較すると、福島正則（尾張清須城主）・池田輝政

（三河吉田城主）・浅野幸長（甲斐府中城主）の三名は人名表記が異なるが、記載順は同じ。続学舎叢書本では、さらに黒

田長政（豊前中津城主）・有馬豊氏（遠江横須賀城主）・藤堂

高虎（伊予板島城主）の三名が続き、合計六名となっている。

福島以下三名の人名表記は異なるものの、大和文華館本・蓬左文庫本・河村文庫本も同じく六名である。

以上、いずれも、続学舎叢書本の内容は朽山家本のそれと比べれば、増補されていると判断される。よって、朽山家本の方が古様を示すと考えられよう。

蓬左文庫本と河村文庫本との相異については、以下の二点を取り上げたい。

八、重複記事の有無

蓬左文庫本に存在する重複記事（異同はある）は、河村文庫本では全て一箇所しか見られない。毛利輝元の大坂城西の丸入り、「江戸御普請（衆）」とこれに続く仙洞御所造営についてである。

二、慶長十二年分の記事の相異

蓬左文庫本では、松平忠吉公（家康四男、尾張清須城主）、御遷化の事 駿河国府中御普請の事 高麗人来朝の事（朝

鮮通信使の来日) 結城秀康公、薨ずる事 平右主計頭、尾張清洲城に入り、政務を行なう事、と続く。前に述べたように、結城・平岩の件は料紙Cの内容である。一方、河村文庫本では、松平忠吉公、失せ給う事 結城秀康公、薨ずる事 駿河国府中御普請の事 高麗人来朝の事、とある(二本共に見出しは筆者作成)。

譲渡された時期が遅れるとされる河村文庫本の方が記事は少ない。しかしながら、記事自体を比較すると、蓬左文庫本では、忠吉・秀康に殉死した近臣に関する記述に、ほぼ同文が見られるが、河村文庫本では、秀康の記事のみに存する。これは八の事例に共通することである。両人の病歿については、河村文庫本の方が筆を費やしているが、蓬左文庫本の忠吉薨去記事に見える、元の本文を擦り消して加筆されたと思われる死歿地に関するくだりが河村文庫本にはない。

#### 四 安国寺恵瓊捕縛記事の変遷

料紙Bとその直前の料紙裏側最後の行に記される安国寺捕縛記事は、捕らえられて家康の許へ送られるまでの安国寺の

逃走過程と、安国寺への批難とから構成される。五本を比較すると、後半の批難については、ほぼ同内容だが、前半については相異が認められる。したがって、前半のみを考察の対象とする。

朽山家本では、

安国寺八城都之内、七条之寺二隠居候を、搦取繩懸て進上、

とあり、京七条の寺に潜伏していたのを捕らえたという「事実」を簡潔に伝えている。続学舎叢書本はほぼ同文である。

大和文華館本では、

安国寺者太郎口を逃忍、鞍馬寺へ入しかど、若も人に紛助かりもやすると、城都之内、七条之寺二隠れ居たるを搦進上す。

とある。前記二本と比べると、逃走経路(傍線部)・(と七条の寺に移った動機(傍線部) )とが付加されている。

蓬左文庫本では、次のように、これまでの内容と大いに異なっている。

安国寺八太郎口を逃忍、大原九郷之所候「下坊と云者、大原あるしの様に随意雅意に相働者候。金をとらせ下坊

を憑、しはらく足を休られ候。是迄八下人共五・六十人候つる。爰にも難<sub>レ</sub>忍存、志津原へつたひ行、夫より鞍馬の月照院日比之旦那<sub>三</sub>て候間參、二・三日置申、是より木舟へのけ候。次第<sub>〳</sub>に家子・郎党も持遣候金銀を取逃、五・三人に罷成。大原の下坊拘置候を被及聞召、下坊をからめ御尋候処、鞍馬之月照院か<sub>〵</sub>へ候由、言上候。則、下坊誅させられ、御所様<sub>〵</sub> 月照院被召寄、有所を申候へと上意候て、御家人を月照院に相加被遣候。行先<sub>〳</sub>御尋候処に、木舟よりほうすか谷へのかれ候。夫より山<sub>〳</sub>を流ひ雲ガ畑と云在所へ出られ、もしも人に紛れ、たすかりもやすると、乗物<sub>三</sub>而洛中へ出られ候を途中にてめし取、上申候。

河村文庫本は大和文華館本とほぼ同文である。さきに松平忠吉薨去記事について、蓬左文庫本に見られる改変が河村文庫本には見えないという実例を述べたが、安国寺捕縛記事も同様である。

## 五 蓬左文庫本所収記事（料紙B）の検討〈1〉

蓬左文庫本引用文中に付けた「印は、ここで丁が改まっていることを示すものであり、この前後で半葉行数が異なっている。

さて、内容についての検討に移れば、「太郎口を逃忍」、「鞍馬」、「もしも人に紛れ、たすかりもやすると」（傍線部）という大和文華館本と共通する文言がある。逃走経路について、大和文華館本では、太郎口 鞍馬寺 城都之内 七条之寺と三箇所明示していた。一方、蓬左文庫本では、太郎口 大原（大原九郷 京都市左京区） 志津原（静原。左京区） 鞍馬の月照院（左京区） 木舟（貴布禰・貴船。左京区） ほうすか谷 雲ガ畑（雲ヶ畑。同北区） 洛中というように八箇所記され、詳しくなっている。

安国寺家臣の逃亡と安国寺の行方を探索する家康（波線部「御所様」）の熱心さについても筆を費やしている。捕縛については、その地が都である点は同じだが、状況が異なる。朽山家本・続学舎叢書本・大和文華館本・河村文庫本の四本

では、「七条之寺」に隠れていたとあるところを、蓬左文庫本では、乗り物にて洛中へやって来るところを途中で召し捕ったとするのである。

以上から、蓬左文庫本の安国寺捕縛記事は、いったん書かれたあと、料紙が差し替えられて改変されたといえるのではないか。

## 六 蓬左文庫本所収記事（料紙C）の検討

蓬左文庫本では、結城秀康が薨じたとする記事とその直前にある高麗人来朝に関する記事とは丁が異なっている。双方半葉行数が相異なる事実とを併せれば、料紙Cは、いったん全体が書かれたあとに付加された、すなわち、もともと、高麗人来朝記事が蓬左文庫本の最後の記事だった可能性がある。蓬左文庫本の各記事の間は、空けなかったり、空けたり（大體一行だが、二行の場合もある）している。また、一行空け、右寄り、つまり、空行直前の記事最終行の左側近くに、さらに縦方向に短い線を引き、線の真ん中やや上方に「、」を書いたりもしている（慶長七年六月十一日条の東大寺感開きに

関する記事以降、同八年二月八日、十日条の家康の行動に関する記事のあとまで（五十丁裏、五十二丁表）。見開きの状態で、記事を中央寄りに記したため、右側に五行分の余白がある場合もある（六十八丁裏）。このように、記事間についての記述方法は一定していない。

それにもかかわらず、高麗人来朝記事は紙面上、収まりがよく、八十三丁裏一行分を残して記事が終わる。これは偶然ではなく、こつすることを念頭に置いて、記事間の空け方に対して前記のような処置がとられた。つまり、蓬左文庫本の最後の記事として予定されていたために、紙面に過不足無く収まるよう、換言すれば、決められた行数内にきっちり収まるよう、各記事の間が調節されたと評価できるのではあるまいか。

次に、料紙Cが付加された時期について考えたい。高麗人来朝記事に見える日付は「慶長十式<sup>丁</sup>三月中旬」、結城秀康薨去記事では「慶長十二年<sup>丁</sup>閏四月八日」、平岩の件については時期を記していない。日付順に排列されているので、一見、各記事は時間軸上に古い順から並んでいるようである。

そこで、高麗人来朝記事の内容を述べておきたい。「慶長

十式<sup>『』</sup> 三月中旬<sup>』</sup>の次、改行して「高麗人来朝」と続く。朝鮮使を「対馬の屋形（宗義智）」が召し連れて上洛し、京都所司代板倉勝重に伝達して大徳寺に寄宿、「関東の御所（將軍秀忠）」に報告され、その指示によって江戸に下ることになったとする。そして、次の「高麗人御礼之次第」と題した概ね一つ書形式の一連の記事が重要である。江戸で朝鮮使が將軍秀忠に謁見した模様、幕府側の同席者が座敷奉行に決まるまでの経緯、饗応の様子、將軍への進物と將軍からの下賜品の内訳、朝鮮使が江戸からの帰途、駿河の大御所家康に謁見したと、進物・下賜品が共に江戸のときの半分だったことについて記されている。

以上の記事には時期に関する文言が見えないが、朝鮮使が秀忠に謁見し、国書と進物を贈ったのは五月六日、秀忠が使節に復書を受け、物を与えたのが同十一日、使節が家康に謁したのは同二十日である（『大日本史料』第十二編之四、東京帝国大学文科史料編纂掛編纂、東京帝国大学、一九〇三年。『史料綜覧』卷十四、東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、一九五四年）。したがって、高麗人来朝記事は五月下旬以降でなければ、成立できない。料紙はこのあとに

続くのだから、現状のように付加されたのは、さらに遅れることになる。

月日を立てていない平岩親吉の清須入城記事についても検討しておきたい。関係史料は『大日本史料』第十二編之四の慶長十二年閏四月二十六日条、次の綱文に続いて収められている（ちなみに、『史料綜覧』卷十四所載の綱文との間には異同がある）。

二十六日、<sup>子戊</sup>幕府、甲斐府中城主徳川義利<sup>直義</sup>、ヲ尾張清須二移シテ、成瀬正成竹腰正信ヲ其附属トシ、平岩親吉ヲ犬山城ニ置キ、義利ニ代リテ政務ヲ行ハシム、又武川衆津金衆二、府中城ノ守衛ヲ命ズ、

所収史料中、親吉の清須入城について時期を明示しているのは、『当代記』三・慶長見聞録案紙<sup>『』</sup>下である。共に二次史料であるが、この件に関する一次史料は知られていない。

『当代記』の成立について高木昭作氏は、次のように述べる（『とつだいき 当代記』『国史大辞典』第十巻、国史大辞典編集委員会編集、吉川弘文館、一九八九年）。

著者は不明。家康の外孫で姫路城主松平忠明（一五八三—一六四四 筆者注）との説があるが（『史籍雑纂』二

「緒言」根拠はない。ただし用語は當時のものであり、同時期の成立であることには疑問がない。おそらく、江戸幕府当局者から情報を手でできる立場の者が、手もとの資料や手びかえを整理して、後年に執筆したものと考えられる。

蓬左文庫本より成立時期が遅いが、江戸時代の出来事に関する記事は、史料として、比較的、良質と考えられているようである。一方、『慶長見聞録案紙』は幕臣中神守節（一七六六〜一八二四）の校であるから、『当代記』より成立が遅れる。したがって、関係記事は『当代記』から引用したい（『當代記 駿府記』 史籍雜纂第一、続群書類従完成会、一九九五年）。

同（慶長十二<sup>未訂</sup>）閏四月廿六日、尾州古薩摩守（松平忠吉）遺跡に、右兵衛主を被<sub>レ</sub>定、一年八歳、大御所九男也、依<sub>レ</sub>之平岩主計頭先清須に可<sub>二</sub>在城<sub>一</sub>由、大御所仰之間、平岩主計自<sub>二</sub>甲州<sub>一</sub>駿府へ参上して、貴意之旨奉<sub>レ</sub>之、則甲州江帰、同（五月）廿六日、平岩主計頭從<sub>二</sub>甲州<sub>一</sub>来て、清須北之丸に在城、本城には古薩摩守主の御前方、煩付て今在城

故也、

（一）は筆者注、「一内は割書」右記によれば、義直が尾張の新領主に定められたのは閏四月二十六日だが、親吉が清須に入城したのは一カ月後の五月二十六日とされる。

## 七 蓬左文庫本原本調査

蓬左文庫本の安国寺捕縛記事一行目は、「大原」以下が大和文華館本と異なっており、次の丁とは文章がつながっている。したがって、「大原」以下の一行目は、二行目以下が書かれた料紙を料紙Bに差し替える際、文意が通じるように元の文字を擦り消して改変した部分と推測される。主にこの確認のため、原本を調査することにした。

安国寺捕縛記事一行目は、「大原（…中略…）所候」の周辺がやや汚れているように見える。削去された元の字の残画と思われるが、以下に述べるように判読が難しい。差し替える前は大和文華館本とほぼ同文だったとすれば、「鞍」、「寺」の字の「寸」の部分、「入」が読み取れそうにも思える。そ

うであるならば、「寺」と「入」との間には「へ」が書かれていたことになるが、推測される字数は二字ほどである。しかも、「へ」の字は読み取れないのである。この一行目の墨色には濃度に差異があり、書き直されたと思われる文字は薄く、かすれている部分もあるが、元からの文字は濃い。ちなみに捕縛記事の二行目料紙Bからは全体的に淡い。また、料紙Bはその前後の料紙より黄色っぽく、滑らかに見える。ちなみに蓬左文庫本の料紙について、伊藤敏子氏は「厚手斐紙」、石田善人氏は「雁皮紙の両面書き」とする。斐紙と雁皮紙は同種の紙である。

以上の料紙Bに認められる墨色・紙質の特徴は料紙Aも同じで、全体的に墨色薄い料紙Aの前後は濃くて黒々としている。しかし、現在の料紙Aの部分にあつた差し替え前の料紙でも数丁分はあつただろうから、料紙Aの前後の料紙が同じ墨汁で書かれているとは限らない。

料紙Cについては、前後の料紙と紙質の差異は認めがたい。奥書のある二丁分（八十六〜八十七丁）も同様ということである。牛一自筆本は、本文と奥書との書写時期が異なることがあるので触れておく。

最後に、本を閉じた状態で下小口を観察した。二色で層を成しており、料紙A・Bは白っぽい、料紙Cを含めて、他は茶色に近い。

## 八 蓬左文庫本所収記事（料紙B）の検討②

### 「御所様」の語と差し替え時期

料紙Cが付加された時期は、慶長十二年五月下旬から九月十一日までの間と推測できる。一方、料紙A・Bが現在のように差し替えられた時期は、さまざまな点で料紙Cと異なるので、半葉行数を根拠として単純に同時期とはいえない。

そこで、安国寺捕縛記事中の「御所様」の語（前掲引用文の波線部）について、検討したい。「御所様」の使用例はこの記事を除くと、征夷大將軍在任期間（慶長八年六月二十五日条から同十年二月十九日条まで）に限られる（ちなみに、在任中の同十年三月二十一日条から「大御所様」と呼ぶ。任官については慶長五年九月二十七日条にも見えるが、同八年三月二十五日条が実質的な記事）。安国寺捕縛記事での使用例は例外といえる。

慶長五年の争乱に関する一連の記事中、家康の呼称については、「御所様」とするほか、「内府公」が十三箇所、「内府家康公」が三箇所、「大將軍」が二箇所見える。「大將軍」は関ヶ原での決戦中の記述に存するもので、「……頸をとり、大將軍の御目に懸られ……」（三十一丁表）、「……頸を取、大將軍の御目に懸……」（三十一丁裏）というように、討ち取った首を家康に見せたという類似場面で使用される。この場合の「大將軍」の意味は家康方全軍の総司令官であるが、同じ九月十五日条でも、戦鬪開始前と終了後の首実検との記述では「内府公」としている。

牛一は安国寺捕縛について、蓬左文庫本の内容より古態を示す伝本では、蓬左文庫本の現在の本文と異なる内容を記していた。これが慶長五年の争乱に関する著書成立の早期までに入手した情報だったと思われる。蓬左文庫本では、その後知った「事実」を採り入れたということであろう。しかし、讓渡時期が蓬左文庫本より遅れると考えられている河村文庫本親本の安国寺捕縛記事は、河村文庫本によれば、既述したように、大和文華館本とほぼ同文である。

また、これも前述したように、蓬左文庫本の松平忠吉薨去

記事では、死歿地に関するくだりが元の文字を擦り消して加筆されているが（原本で確認した）、河村文庫本では書かれていない。擦り消されたが判読できる文字の一部「大事」は河村文庫本に見えるので、この部分については河村文庫本の方が古態を示すといえる。

蓬左文庫本で改変された記述が、河村文庫本では蓬左文庫本より古様であるという共通性から、料紙Bに差し替えて安国寺の記事が改変されたのは、忠吉薨去記事と同じく、慶長十二年と考えてよいのではないか。「御所様」という呼称は料紙Bに差し替えられた時期を意味するものではなく、現在の記事のもとになったと考えられる手控えや粗稿に由来するもので、その執筆時期を示しているであろう。

牛一は安国寺捕縛に関する新たな情報を入手したのち、速やかに、これまでの記事を改めたのではないことをうかがわせる。

## 九 蓬左文庫本の成立過程と料紙Aの

### 差し替え時期

本稿のはじめに述べたように、料紙Aについて金子拓氏は、「大和文華館本の執筆後なのはもちろんのこと、蓬左文庫本がいったん書かれたあとの時点で牛一が入手した情報にもとづく増補である」としている。そのなかに含まれる明智玉子自害記事が増補された時期については、慶長八年から十二年までの間とする。氏は、蓬左文庫本そのものに認められる料紙の差し替えや文字の擦り消しを根拠としているから、「蓬左文庫本がいったん書かれたあと」という文言中の「蓬左文庫本」とは、清書前の稿本ではなく、蓬左文庫本そのものを指すと解釈すべきだろう。氏が牛一自筆本二本から推測した蓬左文庫本の増補時期は、諸本調査によって狭めることができると思われるが、料紙Bと同じく差し替えられた年ぐらいは推定できないだろうか。

前後の記事との関係も紙質も異なる料紙B・Cが共に慶長十二年の成立と考えられることから、料紙Aについても同年

である可能性は否定できない。

そもそも、半葉九行で書き継いでいく途中で、わざわざ八行に変えた料紙に差し替えて、記事の改変・増補等を行なうものだろうか。半葉行数を原則九行として、いったん全体を書き終えたが、その後、料紙を差し替えるという方法で、記事の改変・増補等を行なった際、故あって行数を八行に変えたと考える方が自然ではないか。いったん全体が書かれる前に行数を変更すれば、その影響を受けて、以後、この行数が用いられる可能性があるだろう。

九行書きの部分も、その書写時期を四年ほどの間と想定する必要があるだろうか。その筆蹟には、程度の差はあるが、牛一晩年の特徴である震えが見られる。慶長十二年書写説を採る先人は少なくない。全体が慶長十二年の筆写と考えてよいのではないか。以上から、蓬左文庫本は慶長十二年になつてから、半葉九行書きでいったん全文が清書され、一部、半葉八行書きの料紙に差し替えられたり、付加されたりしたのとは、そのあとのことであると考える。料紙Aの成立も同年ということになるだろう。

## おわりに

本稿では、金子拓氏の研究から手掛かりを得て、氏が指摘した丁以外にも差し替えられたり、付加されたりした料紙があることを指摘できた。本文の変化としては規模が大きく、譲渡された志水忠宗とは内容的に関係がないことから、蓬左文庫本は志水に与える目的で作成されたものではなかったと考えざるを得ない。慶長十二年になつてから、慶長五年の争乱を含む家康に関する著書の改稿のため、そして、同年までの出来事を記すため、筆を執つたものではなからうか。

ただし、見開きの状態で記された奥書（八十六丁裏〜八十七丁表）は、右側の料紙が九行書きであるが、墨色は奥書全文も譲渡に関する日付・牛一署判・宛名も、淡い点で一定しており、しかも全体的に、紙面に過不足無く収まっている。したがって、奥書は志水に譲渡するにあたって書かれたものと考えられよう。以前に清書した本に奥書を新たに記して譲渡したとされるものとして、慶長十五年のことだが、岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『信長記』（譲渡した相手は播

磨姫路城主池田輝政とされる）を挙げる事ができる。

金子氏は料紙が差し替えられた動機として、記事の増補を挙げた。本稿では、安国寺捕縛記事の実例から記事の改変をこれに加えたい。

蓬左文庫本の袋綴という装訂は、現在知られる牛一自筆本十三点中、他に建勲神社所蔵『信長公記』しか認められない。類例はすこぶる乏しいのである（推測を含むが、他は綴葉装七点と卷子装四点。原本の所在不明のものを含む<sup>①</sup>）。いったん全文を書き終えてからでも大規模な改変が可能だったのは、この綴じ方ゆえであった。このときの変化は半葉行数の相異として、また、差し替えられた料紙については紙質の差異として、あらわれていることが判明した。成立過程の一端が、このような形で示される例は、今のところ蓬左文庫本しか挙げる事ができない。

以上の特殊性から、蓬左文庫本は牛一の編集方法を考える上で、たいへん重要であると評価できよう。

注

- (1) 牛一による慶長五年の争乱に関する著書は、石田三成等の処刑について記したあと、家康の威光を称えて終わるのが、構成としては古様を示すようだが、争乱は三成等の刑死をもつて終末を迎えたわけではなかった。会津の上杉景勝、薩摩の島津忠恒がそれぞれ伏見に到り、家康に謁見したとする十月一日条以後に見える記事も、前記争乱に関するものといえる。
- (2) 東京大学史料編纂所架蔵影写本『坪内文書』(坪内定益氏原蔵)所収。本書状を初めて紹介したのは、桑田忠親『豊太閤伝記物語の研究』(中文館書店、一九四〇年五月)であろう。改訂増補版『太閤記の研究』(徳間書店、一九六五年十二月)にも見える。『岐阜県史』史料編 古代・中世四(岐阜県編集・発行、一九七三年)に翻刻所収(一四八頁下段)。金子拓『織田信長という歴史』『信長記』の彼方へ(勉誠出版、二〇〇九年十一月)に図版(「図版11」)と翻刻とを所載(二二八～九頁)。
- (3) 管見によれば、以下の三点が、慶長十二年写と明記するものとして、まず、挙げられる。『名古屋市蓬左文庫圖書分類目録』(名古屋市蓬左文庫編集、名古屋市教育委員会発行、一九七六年三月)。『名古屋市移管三十周年記念 蓬左文庫名品展』(名古屋博物館編集・発行、一九八〇年十二月)。
- 『蓬左文庫図録』(名古屋市蓬左文庫編、名古屋市教育委員会発行、一九八三年十月)。桑田忠親『豊太閤伝記物語の研究』、『太閤記の研究』(前掲注2)では、蓬左文庫本の概要につい

て述べたあと、奥書とその日付・署判・宛書に触れ、「即ち慶長十二年の著である」と説明する。栗田元次『蓬左文庫と源敬公の集書』(『郷土文化』五二一、一九五〇年七月)では、「関ヶ原軍記は、大田牛一の八十二才の時の自筆本」とあるから、慶長十二年筆写説である(源敬公は徳川義直のこと)。

『開館一〇周年記念特別展 決戦関ヶ原 武将たちの闘い』(徳島市立徳島城博物館編集・発行、二〇〇二年十月)では、「巻末に牛一は八〇歳を過ぎた老齡ながら執筆したと記され、成立年代を考える上で手掛かりとなる」とある。解説文中、明記されている慶長十二年の年号は、「時代」の項に見えるもの。実際に書かれた年とも成立年とも読めるが、慶長十二年執筆説を採っていると考えてよいのではないか。『蓬左』七一(名古屋市蓬左文庫編集・発行、二〇〇六年七月)では、「本書の奥書によれば、慶長十二年に志水小八郎忠宗(のち尾張藩家老)のために、八十一歳の牛一自らが書写したものです」とあり、慶長十二年写とするとともに、書写の動機まで述べている。伊藤敏子『太田和泉守自筆本「内府公軍記」』(『大和文化研究』一三七、一九六八年七月)では、宛書の内容を指摘したあと、「牛一八十一歳の時に成った本であることが知られる」としており、全文の筆写時期について述べたわけではない。一方、筆蹟について、「いかにも老齡らしく運筆のふるえもみえ、字配りも乱れ全体にいじけた感がある」として、全体的に共通しているとみている。よって、慶長十二年筆写説に含めてよいだろう。大澤泉『朽山齊氏所蔵

- 『内府公軍記』(『大阪城天守閣紀要』三七、二〇〇九年三月)では、奥付から「『内府公軍記』の大澤氏は、蓬左文庫本を『内府公軍記』の一本としている(筆者注)」。自筆本の中で唯一、書写年代を確定することができる」とし、「慶長十二年(一六〇七)、牛一が八十一歳の時に記したものである」とする。これ以外の記述を見ても、氏は慶長十二年筆写説を採っていることは確かである。その一方で、慶長五年から十二年までの記事があることから、「A本(蓬左文庫本のこと(筆者注))は、慶長十二年に書写されるまで、牛一の手で書き継がれていたと考えられる」とある。これは、牛一が慶長五年の争乱を扱った『内府公軍記』を著したあと、随時、まとめられていったその後の出来事に関する記事が、慶長十二年に書写されるにいたって、蓬左文庫本として結実したという意味だろうか。
- (4) 依拠した伝本は不明だが、大津雄一氏は牛一の著として紹介する「関原記」の内容のなかで、「家康の大坂入城と征夷大将軍の拝任」と記している(「関原記(せきがはらぎ)」『戦国軍記事典 天下統一篇』古典遺産の会編、和泉書院、二〇一一年十二月)。
- (5) 金子拓氏の表現を踏襲すれば、まず、本稿本文に挙げた、「細川ガラシャの自害記事」。氏は記事名三つを挙げる際、彼女の呼称を俗称の「細川ガラシャ」とした。しかし、厳密には明智玉(子)とすべきだろうとして、田端泰子「細川ガラシャ(三)ネルヴァ書房、二〇一〇年)では呼称が明智玉子で統一されていることから、氏もこれに従っている。次に、「西軍による伊勢安濃津城攻め」、最後に、「家康にくみした加賀前田利長による同国大聖寺城攻め」。
- なお、明智玉子自害記事は大和文華館本には全くないが、他の二つは記事そのものがないわけではない。安濃津城攻めについて、蓬左文庫本では大和文華館本より詳述されている。また、大聖寺城攻めについて、蓬左文庫本では列挙される城側の戦死者の名が大量に増えており、さらに、大聖寺城を攻略して帰還中だった前田利長軍と加賀小松城主丹羽長重軍との合戦(浅井礮の戦い)について付加されている。
- (6) 平岩に関する記事の冒頭に、「去程に、尾張国明国候間、物主として平岩主計頭被仰下、清洲之城に在城候て、……」(傍線筆者)とある。牛一の他の著書では、「信長記」巻十四に「物主」の用例が認められる。天正九年(一五八一)十一月十七日条に、羽柴秀吉と池田元助との両人が率いる軍勢が淡路島へ渡り、岩屋を攻略したとする。そして、同二十日条に、秀吉・元助の帰陣について記したあと、「淡路嶋物主未被仰付候也。」(岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵本の影印版(岡山大学池田家文庫等刊行会編集、福武書店、一九七五年)から引用。傍線筆者)で終える。建勲神社所蔵牛一自筆本を親本とする陽明文庫本を底本として読み下し文に改めた角川文庫版『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注、一九六九年)にも、この記事があり、「物主」について、「ここでは知行主を指す」(三七〇頁の注三)と解釈する。尾張の新領

主は徳川義直だが、親吉は駿府の家康の許に留められた幼君に代わって、国政を執つたのであった。牛一は親吉自身が尾張の領主になったと誤認したようである。

- (7) 金子拓氏が織田裕美子氏所蔵の牛一自筆本『太田牛一旧記』を翻刻した際、脚注として掲げた杉山家本の本文の中で、「落丁あるか」と指摘している(史料紹介。別本御代々軍記『太田牛一旧記』、『信長記』と信長・秀吉の時代。金子編、勉誠出版、二〇一二年七月)。

- (8) 小寺玉晃と『続学舎叢書』とについては、市橋鐸『稀書珍籍 忘れじの尾張本』(愛知県郷土資料刊行会、一九八三年十月)、浅井圭子『名古屋市蓬左文庫蔵『続学舎叢書』翻刻(一)』、『あいち国文』一、二〇〇七年七月)参照。

- (9) 金子氏が典拠としたのは徳川林政史研究所蔵『藩士名寄』十一。筆者は蓬左文庫所蔵の紙焼き本にて確認した。同文庫には翻刻本も開架されている。また、同文庫所蔵『稿本 藩士名寄』二八、おノ二にも見える。『稿本 藩士名寄』二七、二九、おノ一、おノ三(名古屋市蓬左文庫編集・発行、一九九六年)に翻刻所収。該当記事は一三三丁一三四頁に掲載。『稿本 藩士名寄』は江戸時代から明治時代までの成立で、尾張藩士の経歴が記される名簿。系図を収める家もある(蓬左 八九、二〇一四年十月)。

また、大田一馬の家系(太田とも)については、『士林派 洒』卷三十所収「太田」参照(本姓源。惣平次家から書き起こす。次代から当主は代々、半右衛門と称し、「次」を通字

としている。『名古屋叢書続編 第十八巻 士林派(二)』(名古屋市教育委員会編集・発行、一九六七年)に翻刻所収。『士林派』は松平君山(名は秀雲。一六九七-一七八三)の編纂校勘にかかる尾張藩家臣の系譜集。延享四年(一七四七)、八代藩主宗勝に献上された。市橋鐸『士林派』の研究(『郷土文化』六一、一九五一年七月)・同『稀書珍籍 忘れじの尾張本』(前掲注)参照。

ちなみに、名古屋博物館には、元和六年(一六二〇)九月一日付で太田半右衛門に知行を宛行つたことを記す徳川義利(義直)黒印状が所蔵されている(『藩祖義直生誕四〇〇年記念 特別展 徳川義直 尾張藩初代藩主の生涯』名古屋城市管理事務所編集、名古屋城特別展開催委員会発行、二〇〇〇年十月)。平成26年度名古屋博物館特別展『三英傑と名古屋』、『三英傑と名古屋』展実行委員会編集・発行、二〇一四年十月)。

- (10) 鈴鹿文庫については、鎌田純一「すずかし 鈴鹿氏」『国史大辞典』第八巻(国史大辞典編集委員会編集、吉川弘文館、一九八七年)、伊藤敏子「鈴鹿義一 すずかよしかず 蔵書・蔵書家」『日本古典籍書誌学辞典』(井上宗雄ほか編、岩波書店、一九九九年)参照。鈴鹿連胤については、前述した鎌田「すずかし 鈴鹿氏」と「鈴鹿連胤 すずかつらたね」『国書人名辞典』第二巻(市古貞次ほか編、岩波書店、一九九五年)参照。

- (11) 蓬左文庫に所蔵される蔵書目録上、登録書名が初見される

のは、御書物奉行松平太郎右衛門秀雲（前掲注9）が作成した『馬場御文庫御蔵書目録』（安永九年目録）<sup>11</sup>、巻一（安永九年＝一七八〇）。「一太田和泉守記」<sup>12</sup>（写本 筆者注）一冊とある。『尾張徳川家蔵書目録』第三巻 書誌書目シリーズ<sup>13</sup>（名古屋蓬左文庫監修、ゆまに書房、一九九九年。他巻も書誌事項は同じ）に影印を所収（一六七頁）。寛政年間（一七八九～一八〇一）の成立かとされる『御文庫御蔵書目録（寛政目録）』巻二（敬公御書籍）には、「一太田和泉守記」<sup>14</sup>一冊／此御本慶安御目録「関ヶ原御一戦記一冊と有之。関ヶ原之記」<sup>15</sup>而八無御座候得共、巻首「関ヶ原御一戦之事有之候故と相見申候」とある（『尾張徳川家蔵書目録』第五巻（二五六～七頁）所収）。引用文中の「慶安御目録」とは、義直が薨じた後、間もなく作成された『御書籍目録（慶安四年尾張目録）』（慶安四年＝一六五一年）のことで、「一関原御一戦記・一冊」とある（『尾張徳川家蔵書目録』第一巻（四四五頁）所収）。しかしながら以下の理由から、『御文庫御蔵書目録（寛政目録）』の記述を鵜呑みにすることはできない。「関原御一戦記」の書名は、『御書籍目録（慶安四年尾張目録）』以降の蔵書目録には見えないが、前記目録と一対をなすものという『慶安三年江戸目録』が伝来しないこと、『関ヶ原合戦史料集』（藤井治左衛門編、新人物往来社、一九七九年）には「関原御一戦記」・「関ヶ原御一戦記」から採録しており、引用文によれば、牛一の著書ではないと思われることによる。

(12) 『士林浜洞』巻七十二は、『名古屋叢書続編 第十九巻 士林浜洞（三）』（一九六八年）に翻刻を所収。

(13) 大澤繁久については蓬左文庫所蔵『稿本 藩士名寄』三十九に記載されている。該当記事は『稿本 藩士名寄』三九～四一 おノ一四、おノ一六（一九九六年）に翻刻（一〇三八頁）。これによれば、通称は惣兵衛、新御番に勤仕し、享保四年（一七一九）、八十歳にて病歿。

(14) 牛一自筆本十三点とその装訂については、金子拓「太田牛一自筆『太田牛一旧記』について」、『信長記』と信長・秀吉の時代（注7参照）一九五頁所載の表にまとめてある。建勲神社所蔵『信長公記』については、国宝・重要文化財大全『七 書跡（上巻）』（文化庁監修、毎日新聞社、一九九八年）、織田信長という歴史『信長記』の彼方へも参照。後者では、大和文華館本の装訂（綴葉装）についても詳しい。

〔付記〕蓬左文庫本の原本は平成二十五年（二〇一三）十月三十日に実見した。重要図書のご許可をいただいた名古屋蓬左文庫に感謝申し上げます。